砺波地方介護保険組合議会平成25年2月定例会会議録

1 開会の日時 平成25年2月27日 午後2時20分 開会

2 閉会の日時 平成25年2月27日 午後4時19分 閉会

3 開議及び閉議の日時 平成25年2月27日 午後2時25分 開議

平成25年2月27日 午後4時17分 閉議

4 出席議員の氏名

1番 藤本 雅明 2番 石田 義弘 3番 長井 久美子 4番 嶋田 幸恵 向川 静孝 浅田 裕二 5番 6番 井上 五三男 8番 片岸 博 7番 10番 江守 俊光 9番 山田 幸夫

11番 砂田 喜昭

以上11名

5 欠席議員の氏名

12番 池田 守正

6 説明のため議場に出席した者の職・氏名

理事長 夏野 修 副理事長 桜井 森夫

理 事 田中 幹夫

代表監査委員 福江 清徳会計管理者黒河 修光事務局長野村 健次業務課長深田 数成

兼総務課長

楽寿荘施設長 重原 一雄

7 職務のため議場に出席した事務局等職員

総務課主幹 今井 保晴 総務課主査 肥田 啓生

8 議事日程

第1 議席の指定について

第2 議長の選挙について

第3 会議録署名議員の指名について

第4 会期の決定について

第5 議案第1号「平成25年度砺波地方介護保険組合一般会計予算」から議案

第11号「富山県町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及

び規約の変更について」まで

(提案理由説明・一般質問・質疑・討論・採決)

追加日程第1 議員提出議案第1号「砺波地方介護保険組合議会運営委員会条例の一部

改正について」

(提案理由説明・質疑・討論・採決)

追加日程第2 議員提出議案第2号「砺波地方介護保険組合議会会議規則の一部改正に

ついて」

(提案理由説明・質疑・討論・採決)

第6 閉会中の継続審査について

9 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

10 会議の要旨

「午後2時20分 開会]

○ 副議長(山田 幸夫 君)

本日、砺波地方介護保険組合2月定例会を開催いたしましたところ、各位には何かとご多用のところご出席を賜り深く感謝申し上げます。議長が空席のため、私、副議長が、議長を務めさせていただきます。会議に入るに先立ち、議会閉会中に欠員となっておりました議会運営委員2名について、南砺市の片岸 博議員、向川静孝議員が選出され議会運営委員会条例第3条の規定により、これを指名しておりますことをご報告させていただきます。なお、議会運営委員会が2月4日に開催され、本日の日程等について協議されております。協議結果について、議会運営委員会より報告があります。

議会運営委員長 嶋田 幸恵 君

【嶋田幸恵議会運営委員長 登壇】

○ 議会運営委員長(嶋田 幸恵 君)

本定例会の議事運営を協議するため、去る2月4日に議会運営委員会を開催し、本日の議事 日程等について協議したところであります。

日程につきましては、お手元に配布のとおりでございますが、簡単に協議の結果についてご報告を申し上げます。

本定例会は、このあと本会議を開催し議席の指定を行います。

次に、議長の選挙を行います。選挙の方法は、指名推選により行うことといたします。

次に、会議録署名議員の指名を、新議長において行います。

次に、本定例会の会期を、本日1日と決定いたします。

次に、理事長から施政方針並びに議案第1号から議案第11号までの議案11件について提案理由の説明をうけます。

その後、休憩に入り、議案説明会を開催し、提出議案の説明を受け、再開後、一般質問ならびに上程議案に対する質疑・討論を行い、終了後、採決を行います。

次に、議案提出議員から議員提出議案第1号について提案理由の説明を受け、直ちに上程議 案に対する質疑・討論を行い、終了後、採決を行います。

続いて、議案提出議員から議員提出議案第2号について提案理由の説明を受け、直ちに上程 議案に対する質疑・討論を行い、終了後、採決を行います。

最後に、「閉会中の継続審査について」、を協議いたします。

以上で、本日の全日程を終了し、閉会することとなっております。

これをもちまして、議会運営委員会の報告といたします。

【嶋田幸恵議会運営委員長 降壇】

○ 副議長(山田 幸夫 君)

ただ今の報告の件につきまして、質疑はございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

質疑が無いようですので、報告の件について終了いたします。

「午後2時25分 開議]

○ 副議長(山田 幸夫 君)

ただいまの出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成25年2月砺波地方介護保険組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、夏野理事長ほか関係の皆様の出席を求めてあります。 次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の報 告を受けております。なお、その報告書の写しをお手元に配布しておりますのでご確認をお願いいたします。

次に、閉会中の議員の異動について申し上げます。

議会閉会中に任期満了による南砺市議会議員選挙があり、新たに砺波地方介護保険組合議員として、片岸 博君、浅田裕二君、向川静孝君、長井久美子君が南砺市議会において選挙されていますことを報告します。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。それでは、本日の日程に入ります。

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席は、お手元に配布してあります議員名簿の議席番号のとおり指定いたします。議席札を改め願います。 これより、日程第2 議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規程により、指名推選によりたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

砺波地方介護保険組合議会議長に 浅田 裕二 君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました 浅田 裕二 君を砺波地方介護保険組合議会議 長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 浅田 裕二 君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました 浅田 裕二 君が議場におられますので、本席から会議規 則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました 浅田 裕二 君から、ご挨拶がございます。

【浅田裕二議長 登壇】

○ 議長(浅田 裕二 君)

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の温かいご推挙によりまして、砺波地方介護保険組合議会の議長の要職 を賜り、誠に身にあまる光栄でございます。深く感謝申し上げます。

ここに、御推挙いただきましたからには、議会の円滑な運営とそして活性化のため、また、 介護事業の伸展に、微力ではございますが、誠心誠意努力いたす所存でございます。

何とぞ、議員各位のご支援並びにご協力を賜りますことを心よりお願いを申し上げます。簡単ではございますが就任にあたりご挨拶にかえさせていただきます。

【浅田裕二議長 降壇】

○ 副議長(山田 幸夫 君)

これをもちまして、議長席を交代いたします。

【山田幸夫副議長 降壇】 【浅田裕二議長 登壇】

○ 議長(浅田 裕二 君)

これより、日程に従い順次議事を進めます。

日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第98条の規定により、議長において指名いたします。

1番 藤 本 雅 明 君

2番 石田義弘君

3番 長 井 久美子 君

以上3名を指名いたします。

次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本2月定例会の会期は、本日1日といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第5 議案第1号から議案第11号までを一括議題といたします。提案理由の説明 を求めます。理事長 夏野 修 君

【夏野 修理事長 登壇】

○ 理事長(夏野 修 君)

本日ここに、平成25年2月砺波地方介護保険組合議会 定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また、ただいまは、円満裡に議長をはじめ議会役員がそれぞれ選任されましたことに、心からお祝い申し上げますとともに、円滑な議会運営を図られ、組合の発展にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、「介護保険制度を取り巻く諸情勢」について、申し上げます。

介護保険制度は、平成12年4月の開始から、今年3月で丸13年を迎えようとしております。 この間、高齢者の介護を社会全体で支えようとする理念のもと、介護の社会化やサービス提供基盤の充実が進む一方で、「予防重視型システムの導入」「施設給付の見直し」「地域密着型サービス体系の導入」など、抜本的な制度改正が行われております。

また、昨年4月には、介護報酬が前回に続いて増額改定されたことにより、介護職員の処遇 改善が図られ、高齢者を支える社会保障の基幹を担う制度として定着して参りました。

全国の65歳以上である第1号被保険者は、平成24年10月末で、3,044万人となり、そのうち、介護や支援を必要とされる認定者の方は549万人に達し、制度発足から331万人増の2.5倍となっております。

国保中央会によりますと、平成24年度上半期の介護費は、前年度同期より6.9%多い4兆4,301億円に達し、過去最高を更新したとしております。

また、平成25年度の厚生労働省予算案では、介護給付費総額を8兆7,449億円と積算し、これは、今年度比6.5%増と高い伸びを見込んでおります。

一方、当組合の状況を申し上げますと、発足当時、現在の構成3市管内の要介護認定者は2,767人でありましたが、昨年10月末には6,943人と全国と同様に2.5倍となっております。

同じく10月利用分のサービス利用者は6,043人で、その内訳は、居宅サービス利用者が3,961人、施設サービス利用者が1,549人、地域密着型サービス利用者が537人となっており、居宅サービス利用者数が66%を占めております。

また、介護給付費につきましては、平成24年度上半期で、前年度同期より4.1%多い58億6,700万円に達し、こちらについても過去最高額となっております。中でも、高齢者の認知症グループホームの整備が進んだことから地域密着型サービスの伸び率が著しい状況となっております。

次に「養護老人ホーム楽寿荘並びに楽寿荘ホームヘルプステーション事業」について、申し上げます。

「楽寿荘」につきましては、在宅において生活することが困難な高齢者に対する福祉施設として、常に満床状態で運営しております。入居者の住まいに対する意識に対応し、良質なサービス提供を行うとともに、時節柄、感染症など、環境衛生面に細心の配慮を払っているところであります。

また、両事業におきましては、今後とも、経常経費の点検を図り、収支状況の改善に努めて 参りたいと存じます。

高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況は変化し続け、また、そのニーズは多様化しており、今後とも安全で安心していきいきと暮らせる高齢社会を持続的に実現するため、的確に対応して参りたいと存じます。

議員各位を始め、住民の皆さんのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これより、本日提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号 平成25年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額1億4,340万円を計上するものであります。

歳出につきましては、人件費及び電算関係の賃借料、保守管理料等を精査のうえ計上するものであります。

歳入につきましては、構成市分担金、繰入金及び前年度繰越金等で措置するものであります。 議案第2号 平成25年度介護保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額131億500 万円を計上するものであります。

歳出につきましては、総務費としては、介護認定審査会にかかる認定経費等を計上するものであり、保険給付費としては、1ヶ月当たりの介護サービス利用者約6,000人の給付費及びケアプラン作成料等をそれぞれ精査のうえ、計上するものであります。

この中には、グループホーム4施設及び小規模多機能型居宅介護施設3施設の新設によるサービス費を盛り込んでおります。

歳入につきましては、保険料と公費でそれぞれ半分ずつ賄うことから、保険料分として、65歳以上の方の第1号被保険者保険料が21%、40歳から64歳までの方の第2号被保険者保険料が29%、また、公費分として国が25%、県が12.5%、組合負担が12.5%となっております。

なお、組合負担分につきましては、各市の給付実績に基づき、負担いただくことにいたして おります。

議案第3号 平成25年度砺波地方介護保険組合養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1億2,730万円を計上するものであります。

歳出につきましては、養護老人ホーム運営費として、事務費、生活費等を精査のうえ計上するものであります。 歳入につきましては、負担金等で措置するものであります。

議案第4号 平成25年度砺波地方介護保険組合楽寿荘ホームヘルプステーション事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1,370万円を計上するものであります。

歳出につきましては、訪問介護事業費を精査のうえ計上し、歳入につきましては、手数料等で 措置するものであります。

議案第5号 平成24年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ241万3千円を追加補正し、歳入歳出総額124億9,284万6千円となるところであります。国からの事業費補助金の内示及び県からの財政安定化基金支出金の交付決定をいただきましたので、これらを歳入として受け入れ、歳出につきましては、事業費補助金分は構成市への返還金として、財政安定化基金支出金分を介護給付費準備基金積立金として計上したものであります。

議案第6号から議案第8号までの条例関係につきましては、指定地域密着型介護サービス事業者等の人員、設備、運営等に関する基準は、これまで厚生労働省令で定められていましたが、地域主権改革一括法による介護保険法の一部改正に伴い、これらの基準を条例で定めることとなっため、制定しようとするものであります。

議案第9号 平成25年度分担金に関する構成市の分賦の額及び納付期日につきましては、各

事業に要する経費の分担基準及び納期を定めるものであります。

議案第10号及び議案第11号の規約の変更につきましては、当組合が加入する富山県市町村総合事務組合及び富山県町村公平委員会において、新たに「富山県東部消防組合及び新川地域消防組合」が加入することに伴い、同意を求めるものであります。

以上をもちまして、基本方針及び本日提出いたしました諸議案の説明といたします。 何とぞ、慎重にご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

【夏野 修理事長 降壇】

議長(浅田 裕二 君) 暫時休憩いたします。 [午後2時40分]

―議案説明会の開催―

[午後3時52分 再開]

○ 議長(浅田 裕二 君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいまの出席議員は、11名で定足数に達しており、会議は、成立しております。

これより一般質問並びに提出案件に対する質疑を行います。通告により、発言を許します。 11番 砂田 喜昭 君

【砂田喜昭議員 登壇】

○ 議員(砂田 喜昭 君)

介護保険制度がスタートしたときには、この介護保険というのは「家族に頼るのではなくて、社会の力でしっかり支えよう」というのがうたい文句でした。そのために税金も投入するし、介護保険料も集めるというものでした。ところがその後の国の動きは、税と社会保障の一体改革の名の下に、自立・自助を強調し、社会保障改悪が目白押しとなっております。このような下で、砺波地方介護保険組合として、憲法25条を活かす立場から介護保険制度の改善に取り組む必要があると考えます。

そこで3点お伺いいたします。

第一、特別養護老人ホームなど施設介護に関して、介護度が改善されたら成功報酬を出す制度をつくってはどうかと言うことであります。特別養護老人ホームに入所されていた方のご家族の話を伺ったことがありましたが、これは介護保険制度ができる直前の話しでありましたけれども、寝たきり状態だったお母さんが、職員の励ましによって少しずつ、ものにつながって歩けるようになった。施設の努力によって高齢者が、自らの持っている能力を活かして、少しでも元気で生きていける状態をつくることができたことを示しております。ある施設長は当時「私たちの施設は、おむつをしている方には、おむつをはずして自分で自活できるようにと、人間としての尊重を絶えず自覚しながら努力してきている。」、「ところが介護保険が入ってくると逆になってくる。少しでも排便を漏らしたなというとすぐオムツを当てる。その方が保険の点数がいいですから。」と語っておられました。つまり介護保険制度では、介護度が改善されたら介護報酬が下がるという逆向きの現象が起きます。

報道によれば、品川区では2013年度から特別養護老人ホームで介護度が改善されたら、成功報酬を支払うという制度をつくったようであります。要介護度改善1段階につき月2万円で、12カ月分を払うそうであります。

施設の側では介護度改善のためにどのような努力が必要になるのか、そのために必要なマンパワーはどうなのか、そのための経費はどれくらい必要なのかなど、検討しなければならない課題も多いと思います。そこで、まず管内の施設のみなさんから意見を聞くとか、次には品川区の実情を伺ってみるなど、調査に着手しては、いかがでありましょうか。

第二は、昨年8月議会で質問した介護従事者の処遇改善の問題です。これは介護の職場で生きがいを持って働きつづけられるようにし、介護の質を向上させるたいせつな課題であります。 改めて実態調査を求めたいと思います。国が介護職員の処遇改善の必要性を認めて税金を投入 してつくった処遇改善交付金制度が廃止されました。これは、制度改悪であり、大問題であり ます。そして、これが介護報酬に組み替えられました。保険料で負担することになったわけで あります。そこで具体的にいくつかおたずねしますが、ひとつは処遇改善交付金が介護報酬に 組み替えられた金額は当組合ではいくらになりますか。また、それは、一人あたりの介護保険 料としてはどれだけでしょうか。

二つ目、先ほどの理事長の提案理由説明に「介護職員の処遇改善が図られた」とありました。 しかし、私の聞くところでは、施設によっていろいろ条件の違いがあると耳にしております。 実際は、いったいどうなっているのでしょうか。それが実際に行かされているのか、組合独自 での調査を是非行っていただきたいわけであります。これを行うことで介護従事者の処遇改善 への動きをバックアップしていただきたいわけであります。

三つ目、介護保険料から処遇改善のための分を負担しているわけですから、それがきちんと 支払われているかを確認することは、組合として介護保険料を納めている人々への責任でもあ ると思いますが、いかがでありましょうか。

第三、長崎市の認知症高齢者グループホームで2月に火災事故がありました。スプリンクラーがあれば尊い人命を失うことはなかったのではないか、そこで小規模な施設でもスプリンクラーの設置が必要と考えます。当組合管内でのスプリンクラー設置状況と今後の対応についてお尋ねします。

【砂田喜昭議員 降壇】

議長(浅田 裕二 君)答弁を求めます。理事長 夏野 修 君

【夏野 修理事長 登壇】

○ 理事長(夏野 修 君)

砂田議員のご質問にお答えします。

まず、第1項目、「介護度改善に対する報酬制度について」でございます。

ご指摘のとおり、報道によりますと品川区では、施設入所者の健康状態の改善に努め、例えば要介護度4の方が3になるというふうに改善した場合に、事業者に支払われる介護報酬は下がる、その減収分を補う制度を平成25年度に試験的に運用されるという話がございます。

組合としては、確かに関心のある事項でありますので、今後、情報の収集をしていきたいと 考えております。

もとより、いろいろな方策により入所者の健康状態の改善がなされるということが、もっとも大切だということでございますが、ただ、成功報酬の考え方には、議員にもご指摘にありましたが、次のような可能性がいろいろあると思っております。

まず1点目はですね、確かに事業者のモチベーションが上がってきまして、介護の質の向上が期待できるということが、まずあると思います。

2点目は、その結果としてですが、介護給付費の伸びの抑制につながるということが考えられますし、さらには、今後の保険料の値上げの抑制につながっていくのではないか、ということが期待でるのではないかということでございます。

しかし、一方では、次のような懸念もあるというふうに考えております。

まず、実際の予算支給を行うことから、財源の確保をどうするかということですね。それから場合によりましては、こういうことはどうかわかりませんが、介護度の改善が容易な施設入所者ばかり集めるというようなことがでる惧れがなきにしもあらず。あとは、実際の効果測定

といことについても、少し検討が必要でないかというふうに思っております。

いくつかの効果、それからいろんな課題が考えられますけれども、いずれにしてもその両面からですね、新しい取り組みとして注目して参りたいというふうに考えております。

それから、介護従事者の処遇改善につきまして、「処遇改善交付金の介護報酬」に関してでございます。

まず、1点目の「介護報酬に組み込まれた金額と保険料中の金額について」でございますが、 介護職員処遇改善交付金のときと算定の指標と同額でございまして、一人あたり月額15,000円 となっています。

今回、介護報酬の中に介護職員処遇改善加算が創設されたということでありまして、その加算率は、いま申し上げた交付金のときと同じ率でございまして、対象範囲ですとか算定要件も、もとのまま、つまり15,000円だということでございます。

介護職員処遇改善加算分の保険料の中の金額につきまして、管内におけます介護給付費の平成24年度実績見込みを算定して、それから試算しましたところ、改善加算分の総額は、だいたい2億2,000万円ぐらいになります。そのうち、65歳以上の方の1号被保険料につきましては、だいたい4,700万円、1人当たりにわりますと年間1,180円程度でございます。

また、40歳から64歳までの2号保険者につきましては、だいたい6,500万円に相当しますので、 1人当たりにしますと年間1,450円ということでございます。

また、それをしっかりと処遇改善に活かされているのかどうか調査しないのかということでございますが、認知症高齢者グループホーム事業者をはじめといたします指定地域密着型サービス事業者につきましては、今後、調査を予定しております。

これらの指定地域密着型サービス事業者につきましては、組合が事業者の指定ですとか、指導監督の権限を持っておりますので、処遇改善交付金から介護報酬加算へと移行された平成24年度分から、管内の指定地域密着型サービス事業者から組合に「介護職員処遇改善実績報告書」というものが出るということになります。

この書類の提出は、年度最終月分の介護サービス事業所への報酬支払いが5月ということになるますので、その2カ月後の7月末というところが提出期限となります。当組合では、その提出を受けた後、速やかに結果を分析したいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

【夏野 修理事長 降增】

○ 議長(浅田 裕二 君) 答弁を求めます。 事務局長 野村 健次 君

【野村健次事務局長 登壇】

○ 事務局長(野村 健次 君)

私からは、砂田議員ご質問の3点目の「スプリンクラーの設置について」のご質問にお答え をさせていただきます。

当組合管内の認知症高齢者グループホームの、スプリンクラー設置状況につきましては、全23施設のうち、延べ床面積275平方メートル以上の設置義務がある施設は、17施設ございまして、全て設置済みとなっております。

また、275平方メートル未満の設置義務のない施設につきましては6施設あり、その内5施設が設置済みとなっており、残り1施設が未設置となっております。

現在のところ、この施設には、消防法施行令によるスプリンクラーの設置義務はありませが、 今回の火災事故を踏まえ、サービス利用者の安心・安全を確保する観点から、構成市と連携し て設置を促してまいりたいと考えております。

なお、管内全ての地域密着サービス事業者に対し、非常災害対策の適切な実施、地域住民等

との連携、消防法その他法令等に規定された設備の設置について、再点検し、安全対策に万全 を期すよう、2月12日付け文書にて、周知を致したところでございます。 私からは、以上でございます。

【野村健次事務局長 降壇】

○ 議長(浅田 裕二 君) 再質問は答弁もれについてのみ質問を許可します。 11番 砂田 喜昭 君

【砂田喜昭議員 登壇】

○ 議員(砂田 喜昭 君)

介護度改善に対する報酬制度の問題について、私は、調査すべきだというテーマとしてあげた中に、「管内の施設の皆さんからも意見を聞いてみたらどうか」と、そのほうがもっと具体的によくわかるではないかという趣旨の話をしたのでありますが、これについては、答弁なかったものですから、具体的にお答えいただきたいのであります。というのは、品川区の報道に接したある方から、「これは大事なことでないか、施設に入っている方に少しでもよくしてあげるということをやろうとしたら、報酬が下がってしまうようでは、なかなか取り組めない」というご意見をありましたので、お聞きしたわけなので、管内の施設の皆さんから、こういうものについて、どういうご意見をもっておられるのか、こういうことも含めて、さきほどおっしゃった情報収集の中身としていただきたいということで、あらためて答弁をいただきたい。

【砂田喜昭議員 降壇】

議長(浅田 裕二 君)答弁を求めます。理事長 夏野 修 君

【夏野 修理事長 登壇】

○ 理事長(夏野 修 君)

再質問にお答えします。

情報収集の中には、品川区のことは、もちろんでございますが、どのような形で聞くかはお 任せいただきたいのですが、そういうことについても情報収集の一環として考えていきたいと 思っております。

【夏野 修理事長 降壇】

○ 議長(浅田 裕二 君)

質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論を終わります。

○ 議長(浅田 裕二 君)

これより議案第1号から議案第11号までを一括して採決します。お諮りします。

議案第1号から議案第11号まで、以上の11議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の 起立を求めます。

(起立全員)

全員起立であります。よって議案第1号から議案第11号までについては、原案のとおり可決 されました。

ただいま議員提出議案第1号「砺波地方介護保険組合 議会運営委員会条例の一部改正について」が提出されました。

お諮りいたします。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○ 議長(浅田 裕二 君)

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第1号「砺波地方介護保険組合 議会運営委員会条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

4番 嶋田 幸恵 君

【嶋田幸恵議員 登壇】

○ 議員(嶋田 幸恵 君)

ただいま、提案いたしました議員提出議案第1号「砺波地方介護保険組合議会運営委員会条例の一部改正について」、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

住民自治のさらなる充実を図るための所要の措置を講じた地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されました。

この改正地方自治法の施行に伴い、引用条項の移動及び規定の新設のため、砺波地方介護保険組合議会運営委員会条例に所要の改正を行うものである。

以上、提案理由の説明といたします。

【嶋田幸恵議員 降壇】

○ 議長(浅田 裕二 君)

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」と発言する者あり)

○ 議長(浅田 裕二 君)

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「討論なし」と発言する者あり)

○ 議長(浅田 裕二 君)

討論なしと認めます。これより、議員提出議案第1号を採決いたします。お諮りいたします。議員提出議案第1号「砺波地方介護保険組合議会運営委員会条例の一部改正について」を原案のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長(浅田 裕二 君)

全員起立であります。よって、議員提出議案第1号 「砺波地方介護保険組合 議会運営委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま議員提出議案第2号「砺波地方介護保険組合議会 会議規則の一部改正について」が 提出されました。お諮りいたします。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○ 議長(浅田 裕二 君)

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第2号「砺波地方介護保険組合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

4番 嶋田 幸恵 君

【嶋田幸恵議員 登壇】

○ 議員(嶋田 幸恵 君)

ただいま、提案いたしました議員提出議案第2号「砺波地方介護保険組合議会 会議規則の一部改正について」を、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の公布により、議会運営(公聴会等)関係について同日施行された。

この改正に伴い、当組合議会本会議において公聴会の開催及び参考人の招致を行うことができるように改正することと、議事録署名人数を3人から2人に見直しするため、砺波地方介護保険組合議会会議規則について所要の改正を行うものである。

以上、この議案について、提案理由のご説明を申し上げましたが、議員各位には、この趣旨をご理解いただき、全会一致の御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、可決を賜りますようお願い申し上げます。

【嶋田幸恵議員 降壇】

○ 議長(浅田 裕二 君)

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」と発言する者あり)

○ 議長 (浅田 裕二 君)

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「討論なし」と発言する者あり)

○ 議長(浅田 裕二 君)

討論なしと認めます。これより、議員提出議案第1号を採決いたします。お諮りいたします。議員提出議案第2号「砺波地方介護保険組合議会会議規則の一部改正について」を原案のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長(浅田 裕二 君)

全員起立であります。よって、議員提出議案第2号「砺波地方介護保険組合議会会議規則の一部改正について」を原案のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

次に、「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第59条の規定により、お手元にお配りしてあるとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審 査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました諸案件の審議はすべて議了いたしました。 「午後4時17分 閉議〕

○ 議長(浅田 裕二 君)

ここで、田中理事からご挨拶がございます。

田中 幹夫 君

【田中理事 登壇】

○ 理事(田中 幹夫 君)

2月議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本日提出いたしました平成25年度予算を初め、諸案件につきまして、それぞれ可決、 同意をいただき、誠にありがとうございました。

制度当初2,700人であった要介護認定者は、現在、7,000人を超え、その保険給付費も126億円が必要となっております。

団塊の世代の方々が65歳を迎えられていく中で、高齢者人口の増加とともに、要介護認定者数も今後、益々増加していくことが見込まれますが、高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生活を継続していけるよう、介護保険サービス体制の連携強化を図りながら、各種施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者がいつまでも元気に暮らし続けられるよう、一層の介護予防に力点を置く必要があると存じます。

更なる高齢化社会に備え、構成3市が一層連携を密にしながら、地域全体で高齢者を支える 体制づくりをしていくことが大切だと思っております。

終わりになりますけれども、新しく浅田議長さんが就任されました。

今後とも円満な議会運営にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、議員各位が健康にご留意され、益々ご活躍されますようお願い申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

【田中理事 降壇】

○ 議長 (浅田 裕二 君)

これをもちまして、平成25年2月砺波地方介護保険組合議会定例会を閉会といたします。どうも、皆さんご苦労様でございました。

[午後4時19分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 25 年 2 月 27 日

 議
 長田

 副議長
 山田

 本夫

 署名議員
 長井

 大美子

 署名議員

 基本

 推明